

株式会社パイプロビッツ 定款

平成12年	3月22日	作成
12年	3月23日	公証人認証
12年	4月 3日	会社成立
12年	12月27日	一部変更
14年	2月15日	一部変更
15年	2月14日	一部変更
16年	2月14日	一部変更
17年	5月30日	一部変更
18年	5月29日	一部変更
18年	7月 1日	一部変更
18年	8月29日	一部変更
19年	5月30日	一部変更
20年	10月 7日	一部変更
22年	5月28日	一部変更
24年	1月 1日	一部変更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社パイプドビットと称し、英文では、PIPED BITS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 情報処理サービス、情報提供サービス、情報通信サービス、情報ネットワークセキュリティサービス、電子決済処理サービス並びに暗号技術による認証サービスに関する業務
- 2 コンピュータ・ハードウェアの評価、企画、設計、開発、調達、施工、調整、保守、輸出入、賃貸並びに販売業務
- 3 コンピュータ・システム、ソフトウェア及びデータベースの評価、企画、設計、開発、調達、施工、調整、運営、保守、輸出入、賃貸並びに販売業務
- 4 情報の収集、分析並びに解析業務
- 5 市場調査に関する企画、研究、調査、実施業務
- 6 インターネットを利用した情報提供サービスの企画、運営、管理、技術支援並びに代行業務
- 7 工業所有権、著作権及びコンピュータ・システムに関するノウハウの実施許諾
- 8 前号のノウハウを利用したサービスのフランチャイズ事業に関する業務
- 9 企業経営の診断、指導及び調査に関する業務
- 10 前各号に関連して使用される情報処理装置、付属品、部品、消耗品の企画、設計、開発、調達、製造、輸出入並びに販売業務
- 11 前各号に関する調査、研究、コンサルティング、技術支援、研修並びに教育業務
- 12 前各号に関する出版物、印刷物及び映像物の企画、制作並びに販売業務
- 13 前各号の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配並びに管理
- 14 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、14,920,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(基準日)

第9条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿、及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議により同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の

限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、監査役の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者も含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計 算

(事業年度及び決算期)

第43条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

平成24年1月1日

代表取締役社長 佐谷 宣昭